明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務一四）　一
〔告示〕
○二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の技術的条件を定める告示（総務八三）　五
○一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局及び一八GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を定める告示（同八四）　六
○一一GHz帯又は一五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を定める告示（同八五）　九
○二二GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の技術的条件を定める告示（同八六）
○周波数割当計画の一部を変更する件（同八七）
○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務七六）
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産六〇七）
○肥料の名称の変更に係る届出があった件（同六〇八）
○肥料の登録を失効した件（同六〇九）
〔官庁報告〕
官庁事項
牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について（農林水産省）　一二
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二九
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消関係　三三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

省令

○総務省令第十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月十七日

総務大臣　山本　早苗

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の十九第一項中「のうち二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する」を「（二二・一四GHzを超え二二・四GHz以下、二二・七四GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。以下同じ。）のうち」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　変調方式は、ＧＭＳＫ、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

第四十九条の十九第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第四十九条の十九第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　前号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第四十九条の十九第三項中「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

第四十九条の十九第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第四十九条の十九第三項第五号を削る。

第四十九条の二十五の二第一項中「電気通信業務及び公共業務を行うことを目的として開設された陸上移動業務の無線局であつて、一七・七GHzを超え一七・八五GHz以下、一七・九七GHzを超え一八・六GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用するもの（以下「一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局」という。）」を「一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（一七・七GHzを超え一七・八五GHz以下、一七・九七GHzを超え一八・六GHz以下又は一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）」に、「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「一六値直交振幅変調又は」を「一六値直交振幅変調若しくは」に改め、同号た